

令和6年度 入札・契約制度等説明会

| 日付 | 変更箇所 | 変更内容 | | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|-------------|---|--|--|--|---|------|------|---|--|--|---|--------|
| | | 【修正前】 | 【修正後】 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年6月18日 | 令和6年度 入札・契約の対応方針(工事) | <p>国土交通省 中国地方整備局 総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み 港湾空港部</p> <p>3.特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 新規</p> <p>■背景 ・地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、単体・特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員に地元中小企業を含む場合は、加点評価を行う試行を実施する。 ・令和6年4月1日以降公告する工事から適用する。</p> <p>■試行内容 ・地元中小企業の受注機会確保に向け、単体・特定建設工事共同企業体（特定JV）の代表者又は構成員において、地元中小企業を含む場合、加点評価を行う。 ・地元とは、中国管内に本社（本店）を有する者とする。 ・中小企業とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社。 ・対象は、港湾土木工事とし、予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満の工事とする。 ・地元中小企業の出資比率に応じて加点を行う。</p> <p>技術提案評価型 S型 総合評価対象 80 技術提案 40 企業の能力等 10 技術者の能力等 10 国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 5 企業数 100未満 従業員数 300未満</p> <p>技術提案評価型 S型 (地元中小企業評価型) 総合評価対象 80 技術提案 40 企業の能力等 10 技術者の能力等 10 国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 5 企業数 100未満 従業員数 300未満 地元中小企業 出資率 「地元中小企業の出資比率」に応じて加点評価</p> | <p>国土交通省 中国地方整備局 総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み 港湾空港部</p> <p>3.特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】</p> <p>■背景 ・地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、単体・特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員に地元中小企業を含む場合は、加点評価を行う試行を実施する。 ・令和6年4月1日以降公告する工事から適用する。</p> <p>■試行内容 ・地元中小企業の受注機会確保に向け、単体・特定建設工事共同企業体（特定JV）の代表者又は構成員において、地元中小企業を含む場合、加点評価を行う。 ・特定JV発注工事における地元中小企業評価については、単体・JV代表者はA等級、JV構成員はA等級又はB等級を対象。 ・地元とは、A等級においては中国地方整備局管内（港湾空港関係）に本社（本店）を有する者、B等級においては〇〇県内に本社（本店）を有する者とする。※〇〇県内には当該工事場所の県を設定。 ・中小企業とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社。 ・対象は、港湾土木工事とし、予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満の工事とする。 ・地元中小企業の出資比率に応じて加点を行う。</p> <p>技術提案評価型 S型 総合評価対象 80 技術提案 40 企業の能力等 10 技術者の能力等 10 国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 5 企業数 100未満 従業員数 300未満</p> <p>技術提案評価型 S型 (地元中小企業評価型) 総合評価対象 80 技術提案 40 企業の能力等 10 技術者の能力等 10 国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 5 企業数 100未満 従業員数 300未満 地元中小企業 出資率 「地元中小企業の出資比率」に応じて加点評価</p> | 黄色ハッチング箇所修正 | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年6月18日 | 質問回答 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>質問内容</th> <th>回答内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、AとかBの等級に対する縛りはあるのか。</td> <td>特定JV発注工事における地元中小企業評価については、A等級を対象と考えております。 なお、地元中小企業とは、「地元」＝中国地方整備局港湾空港部管内に本社又は本店を有する者、「中小企業」＝資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社としています。</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、一般競争参加資格の客観点数に縛りはあるのか。</td> <td>特定JV発注工事における地元中小企業評価については、対象工事を「港湾土木工事」の予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満としているため、客観点数による条件設定ではなく、等級(A等級)による設定となります。</td> </tr> </tbody> </table> | 質問内容 | 回答内容 | 【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、AとかBの等級に対する縛りはあるのか。 | 特定JV発注工事における地元中小企業評価については、A等級を対象と考えております。 なお、地元中小企業とは、「地元」＝中国地方整備局港湾空港部管内に本社又は本店を有する者、「中小企業」＝資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社としています。 | 【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、一般競争参加資格の客観点数に縛りはあるのか。 | 特定JV発注工事における地元中小企業評価については、対象工事を「港湾土木工事」の予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満としているため、客観点数による条件設定ではなく、等級(A等級)による設定となります。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>質問内容</th> <th>回答内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、AとかBの等級に対する縛りはあるのか。</td> <td>特定JV発注工事における地元中小企業評価については、単体・JV代表者はA等級、JV構成員はA等級又はB等級を対象と考えております。 なお、地元中小企業とは、「地元」＝中国地方整備局港湾空港部管内に本社又は本店を有する者、「中小企業」＝資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社としています。</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、一般競争参加資格の客観点数に縛りはあるのか。</td> <td>特定JV発注工事における地元中小企業評価については、対象工事を「港湾土木工事」の予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満としているため、客観点数による条件設定ではなく、等級(A等級又はB等級)による設定となります。</td> </tr> </tbody> </table> | 質問内容 | 回答内容 | 【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、AとかBの等級に対する縛りはあるのか。 | 特定JV発注工事における地元中小企業評価については、単体・JV代表者はA等級、JV構成員はA等級又はB等級を対象と考えております。 なお、地元中小企業とは、「地元」＝中国地方整備局港湾空港部管内に本社又は本店を有する者、「中小企業」＝資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社としています。 | 【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、一般競争参加資格の客観点数に縛りはあるのか。 | 特定JV発注工事における地元中小企業評価については、対象工事を「港湾土木工事」の予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満としているため、客観点数による条件設定ではなく、等級(A等級又はB等級)による設定となります。 | 赤字箇所修正 |
| 質問内容 | 回答内容 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、AとかBの等級に対する縛りはあるのか。 | 特定JV発注工事における地元中小企業評価については、A等級を対象と考えております。 なお、地元中小企業とは、「地元」＝中国地方整備局港湾空港部管内に本社又は本店を有する者、「中小企業」＝資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社としています。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、一般競争参加資格の客観点数に縛りはあるのか。 | 特定JV発注工事における地元中小企業評価については、対象工事を「港湾土木工事」の予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満としているため、客観点数による条件設定ではなく、等級(A等級)による設定となります。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 質問内容 | 回答内容 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、AとかBの等級に対する縛りはあるのか。 | 特定JV発注工事における地元中小企業評価については、単体・JV代表者はA等級、JV構成員はA等級又はB等級を対象と考えております。 なお、地元中小企業とは、「地元」＝中国地方整備局港湾空港部管内に本社又は本店を有する者、「中小企業」＝資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社としています。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和6年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元中小企業について、一般競争参加資格の客観点数に縛りはあるのか。 | 特定JV発注工事における地元中小企業評価については、対象工事を「港湾土木工事」の予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満としているため、客観点数による条件設定ではなく、等級(A等級又はB等級)による設定となります。 | | | | | | | | | | | | | | | |